

齒科保健課

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）については、別紙のとおり令和 4 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）は、歯科技工所について、「歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう」等と規定し、法第 21 条において開設者による届出義務や法第 23 条において管理者の義務等を規定している。また、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）は第 13 条において法第 21 条に規定する届出を行う事項を、第 13 条の 2 において歯科技工所が満たす必要のある構造設備基準を規定している。
- 今般、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、コンピューターを用いて歯科技工物の設計や製作を行う CAD/CAM 装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化することとされたことを踏まえ、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、デジタル技術を活用した歯科技工等、歯科技工士の業務の在り方等に関して検討を行い、
 - ・ リモートワークを行う者は、歯科技工所で業務に従事する歯科技工士であること
 - ・ リモートワークにより行うことができる歯科技工は一定の範囲に限られること
 - ・ 業務を適切に管理するため、歯科技工録の作成が必要であること等の方向性が示されたところ。これを踏まえ、規則について所要の改正を行う。

第 2 制定の内容

- 歯科技工所の届出事項として、リモートワークを行う者等を追加する。
- 歯科技工所の構造設備基準として、リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報
の適切な管理のための特段の措置を講じていることを追加する。
- 歯科技工士は、業務を行った場合には記録を作成し、保存するものとする。
- その他所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 4 月 1 日（ただし、目次の改正規定（「第 13 条」を「第 14 条」
に改める部分を除く。）及び本則に 1 章を加える改正規定は令和 5 年 4 月 1 日）

<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指示書及び歯科技工所(第十二条・第十四条)</p> <p>第四章 雑則(第十五条)</p> <p>附則</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 指示書及び歯科技工所(第十二条・第十三条)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>
---	----------------------------	---	----------------------------

○厚生労働省令第七十一号
 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十六条及び第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年三月三十一日
 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令
 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 後藤 茂之

<p>(受験の手続)</p> <p>第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 業務に従事する者の氏名並びに当該者が第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、その旨及び当該者の連絡先</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(歯科技工所の構造設備基準)</p> <p>第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 五十二 (略)</p> <p>十三 前条第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報管理の適切な管理のための特段の措置を講じていること。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(記録の作成及び保存)</p> <p>第十五条 歯科技工士は、その業務を行った場合には、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。</p>	<p>(受験の手続)</p> <p>第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 写真(手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 業務に従事する者の氏名</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(歯科技工所の構造設備基準)</p> <p>第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 五十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第十三条」を「第十四条」に改める部分を除く。)及び本則に一章を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

医政歯発0331第1号
令和4年3月31日

各〔都 道 府 県〕
保健所を設置する市
特 別 区〕 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公印省略）

歯科技工におけるリモートワークの実施について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや歯科技工の業務のあり方等の検討の必要性が指摘されている。

このため、厚生労働省では、令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、歯科技工においてリモートワークを行う場合の考え方やルールについて検討を行い、令和4年2月10日に中間報告をとりまとめたところである。

これに伴い、今般、歯科技工においてリモートワークを行う者及び想定される業務等について下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、ご了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。なお、構造設備基準等の詳細も含め、歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方については、追ってお知らせする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

（1） 歯科技工においてリモートワークを行う者及び想定される業務について

歯科技工においてリモートワークを行う者は、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、歯科技工士の資格を有する者である。リモートワークを行う歯科技工士は、歯科技工所の管理者から離れた場所で業務を行うことから、管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を含め、業務の開始・終了の時間や業務内容等の実施状況を適切に管理する必要がある。

また、歯科技工におけるリモートワークの対象となる業務としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、切削加工等を伴うものをリモートワークで行うことはできない。

(2) 歯科技工所の開設者による都道府県知事（保健所を設置する市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）への届出

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、以下の2点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）に届け出ること。

- ① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
- ② 歯科技工所以外場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

(3) 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第71号）による改正後の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条の2の規定により、歯科技工においてリモートワークを行う場合、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要があることとされている。

歯科技工におけるリモートワークの対象となる業務は、切削加工や研磨等を行わないコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等を行う過程とすることから、リモートワークを行う場所においては、防音装置や石膏トラップ等の構造設備は不要であるが、切削加工や研磨等を行う場合には、歯科技工所として必要な構造設備を満たすとともに、別途開設の届出等を行う必要がある。

医政歯発0510第1号
令和4年5月10日

各〔都 道 府 県〕
保健所を設置する市
特 別 区〕 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（ 公 印 省 略 ）

歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。

このため、厚生労働省においては、令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、歯科技工におけるリモートワークを行うに当たり必要なルールについて検討を行ってきた。

今般、当該検討会における中間報告を踏まえ、別添のとおり「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」をとりまとめたので、貴職におかれてはこれを御了知の上、関係者に対する周知徹底をお願いします。

歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方

令和4年5月

厚生労働省

目次

1. 歯科技工におけるリモートワークを取り巻く状況	1
2. 歯科技工におけるリモートワークの実施	
(1) 歯科技工におけるリモートワークで想定される業務について	1
(2) 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について	1
(3) 歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について	2
i) リモートワークを行う環境	
ii) 本人確認、通信環境、端末等のセキュリティ対策	
iii) データの授受	
iv) データの保護及び管理	
v) 歯科技工所におけるルール整備及びセキュリティインシデント対策	
3. その他歯科技工におけるリモートワークに関連する事項	
(1) 歯科技工録について	4
(2) 研修の受講について	4

1. 歯科技工におけるリモートワークを取り巻く状況

超高齢社会において、質の高い歯科医療を提供するためには、義歯等の歯科補てつ物が適切に提供されることが重要である。一方で、歯科技工技術の高度化やデジタル化、就業歯科技工士数の減少など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。

このため、歯科技工士の多様な働き方が可能となるよう、歯科技工を行う際のリモートワークについての基本的な考え方を示す。

2. 歯科技工におけるリモートワークの実施

(1) 歯科技工におけるリモートワークを行う者及び想定される業務について

①考え方

歯科技工におけるリモートワークを行う者は、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、国内に所在する、歯科技工士の資格を有する者であること。

また、歯科技工におけるリモートワークの対象としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、歯科技工のうち、切削加工等を伴うものをリモートワークで行うことはできないこと。

②遵守する事項

開設者による都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の場合、市長又は区長）への届出

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、以下の2点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）に届け出ること。

- ① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
- ② 歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

(2) 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

①考え方

歯科技工においてリモートワークを行う場合、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要がある。当該措置を講ずるに当たっては、「医療情報システムの安全

管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、厚生労働省保険局長及び政策統括官(社会保障担当)連名通知別添)及び以下(3)及び(4)を参照すること。

②遵守する事項

歯科技工におけるリモートワークの対象は、切削加工や研磨等は行わないコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等を行う過程とすることから、リモートワークを行う場所においては、防音装置や石膏トラップ等の構造設備は不要である。

なお、切削加工や研磨等を行う場合には、歯科技工所の構造設備を満たすとともに、別途開設の届出等を行う必要があることに留意すること。

(3) 歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について

①考え方

リモートワークにおいても患者の口腔内の状態に関する歯科医療情報を扱うため、個人情報適切な管理のためにセキュリティ対策を講じる必要がある。利用する情報通信機器等を適切に選択・使用し、個人情報及びプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じた上で実施することが重要である。

②遵守する事項

i) リモートワークを行う環境

リモートワークにおいても、歯科技工所で業務を行う場合と同様に、患者の口腔内の状態等の歯科医療情報を扱うため、特に自宅以外の場所でリモートワークを行う際は、第三者からのパスワードののぞき見等による情報漏えいが起こらないように適切な対策を講じること。具体的には、リモートワークを行う歯科技工士に対し、ディスプレイに覗き見防止フィルタの貼付等を行うよう周知するとともに、その実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

ii) 本人確認、通信環境、端末等のセキュリティ対策

歯科技工所の管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を徹底すること。また、必要に応じて多要素認証も導入すること。

不正アクセスを防止するために、管理者は、第三者が容易にアクセスできる公衆無線LANを用いないなどの通信環境の安全性の確保や、OS・ソフトウェア等のアップデート、セキュリティソフトのインストール等のセキュリティ対策を講じること。

また、歯科技工所の管理者が、リモートワークを行う歯科技工士に端末を貸与する

場合や、リモートワークを行う個人の所有する、あるいは個人の管理下にある端末を利用して業務を行う場合に関しては、運用管理規定を定め、適切な技術的対策や運用による対策を選択・採用し、十分な安全性を確保すること。個人の所有する、あるいは個人の管理下にある端末については、リモートワークを行う歯科技工所の管理者による機器の設定の変更が可能な場合に、管理者の責任で使用できることとする。この場合、管理者は当該端末のソフトウェアの管理台帳を整備し、シリアルナンバー、OS種別・バージョン情報、使用アプリケーション、パッチ適用状況、利用者、ソフトウェアのインストールやクラウドサービスの利用状況等を把握・管理すること。

更に、端末において業務上必要のない無線機能（例：Bluetooth 機能、アドホックモード等）を無効化すること、通信環境や端末のパスワードについては、第三者に推測されにくい、十分な強度のある個別のパスワードを個々に設定すること及び、同じパスワードを使い回さないようにし、使用するパスワードを第三者に知られた可能性がある場合は早急にパスワードを変更することをリモートワークを行う歯科技工士に周知するとともに、必要に応じてその実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

iii) データの授受

管理者は、歯科補てつ物等の設計のデータ（以下「設計データ」という。）を、切削加工等を行う機器に送付するにあたっては、データの送受信を安全に行う外部のネットワークやクラウドサービスを利用し、又は特定の人のみが利用可能な専用ネットワーク等を整備して利用すること。

また、複数人でデータを共有可能な場所に設計データを保存する場合、情報を閲覧・編集する権限が誰にあるか確認し、適切な設定を実施するようリモートワークを行う歯科技工士に周知するとともに、必要に応じてその実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

なお、汎用の大容量ファイル送信サービス等の利用は、セキュリティ対策の観点から適切ではないため留意すること。

iv) データの保護及び管理

管理者は、リモートワークで取り扱う情報の利用者及び保管場所を設定し、管理すること。

また、リモートワークを行う歯科技工士によるUSBメモリ、CD、DVD等の可搬媒体（リムーバルメディア）及び端末の使用については、業務上の必要性が認められたものに限定するとともに、端末（USBメモリ等を含む。）にデータを保存することが想定される場合は、情報に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、適切

なセキュリティ対策を講じること。

v) 歯科技工所におけるルール整備及びセキュリティインシデント対策

管理者は、リモートワークの実施にあたってのリスクマネジメントを行うとともに、情報セキュリティ関連規定を整備し、歯科技工所内で周知すること。

また、セキュリティインシデント発生時に迅速な対応を可能とするため、インシデント対応計画を策定すること。インシデント対応計画には、連絡先と対応手順等を位置付け、セキュリティインシデントの発生に備えてあらかじめ手順を確認するとともに、リモートワーク端末が操作不能になった場合に備え、電話番号等を確認すること。

加えて、端末の紛失やマルウェア感染等のセキュリティインシデントが発生した場合（発生のおそれがある場合、動作が不審である等セキュリティインシデントかどうか分からない場合を含む。）は、定められた連絡先へ速やかに報告するようリモートワークを行う歯科技工士に周知すること。

更に、不正アクセス等のセキュリティインシデントが発生した際に原因調査が可能となるよう、アクセスログ、認証ログ、操作ログ等のログを取得し、保存すること。

3. その他歯科技工におけるリモートワークに関連する事項

(1) 歯科技工録について

リモートワークを行う歯科技工士は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、歯科技工録を作成する必要があること。リモートワークを行う場合はその工程の管理がより重要となることから、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について」（令和4年3月31日付け医政発0331第47号厚生労働省医政局長通知）のとおり、リモートワークを行った工程と場所を確実に記載すること。

(2) 研修の受講について

リモートワークを行う場合、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識の習得と理解・意識の向上が必要となることから、管理者は、歯科技工におけるリモートワークに責任を有する者として、研修を受講し、知識の習得、理解と意識の向上を図ること。また、リモートワークを行う歯科技工士に対して研修を実施する又はリモートワークを行う歯科技工士の研修の受講を確認し、研修の受講について、研修受講日及び研修受講者の記録を作成すること。

リモートワークを行う歯科技工士は、研修（管理者による伝達研修を含む。）を受講することにより、知識を習得し、理解と意識の向上を図ること。

※ 研修は、以下の内容を含むものとする。

- ・ 業務に従事する者の管理（管理者のみ）について
- ・ 2.（3）に規定するセキュリティ対策に関する内容
- ・ 歯科技工録について

なお、研修としては関係団体や学術団体等が実施するものが想定されるが、団体等による開催の準備が整うまでの間は次のウェブサイト等を参考にすること。

- ・ テレワークにおけるセキュリティ確保（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/
- ・ テレワークセキュリティガイドライン第5版（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000752925.pdf
- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

各

都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区

 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工におけるリモートワークの実施に関する留意点等について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。このため、今般、「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」（令和4年5月10日医政歯発0510第1号）を示した。

これに伴い、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条に基づく歯科技工所の届出事項及び歯科技工士法第27条第1項に基づく立入検査（以下単に「立入検査」という。）の実施に際しての留意点等を下記のとおりまとめたので通知する。また、立入検査を実施するに当たっては、関係部局と連携し、情報の共有化、事前調整を行うようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

（1）歯科技工所の届出事項について

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、その連絡先として、以下の2点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長。）に届け出る必要があるとしていることから、届出の際確認すること。

- ① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
- ② 歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

(2) 立入検査について

歯科技工士法第 27 条に基づく立入検査を行う場合は、「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」（令和 4 年 5 月 10 日医政歯発 0 5 1 0 第 1 号）等を参考に指導を行う。特に、次の事項に留意する。

① 歯科技工におけるリモートワークを行う者及び想定される業務について

歯科技工におけるリモートワークは、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、歯科技工士の資格を有する者であることから、必要に応じて従事者への聞き取りを行うとともに、リモートワークを行う者の管理者による管理状況を確認する。また、必要に応じ、届出された連絡先へ直接連絡し、確認を行う。

歯科技工におけるリモートワークの対象としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、切削加工等を伴う歯科技工をリモートワークで行うことはできないことから、必要に応じて従事者への聞き取りを行い、リモートワークが適切に実施されているかを確認する。

② 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

歯科技工においてリモートワークを行う場合、リモートワークに用いるパソコン等の端末（以下「端末」という。）及びデータを保存する媒体（クラウドサービス等）について、個人情報等の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要があることから、歯科技工録、ログ等の記録、歯科技工所におけるルールの整備状況や研修の実施状況等を確認する。

③ 歯科技工録の作成及び保存について

今般、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）による改正後の歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）第 15 条の規定により、歯科技工士は、その業務を行った場合には、その記録を作成して 3 年間保存することとされたことを踏まえ、歯科技工録を適切に作成及び保存していることを確認する。なお、令和 5 年 3 月 31 日までは、従前どおり「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」に基づき歯科技工録を作成し、2 年間保存することとされているため留意すること。

④ 研修について

歯科技工所の管理者及びリモートワークを行う歯科技工士は研修を受講する必要があることから、研修（管理者等による伝達研修も含む。）の受講状況について確認すること。なお、研修については、関係団体や学術団体等によるものが想定されるが、開催の準備が整うまでの間は次のウェブサイト等を参考にすることとしているため留意すること。

※ 参考：

テレワークにおけるセキュリティ確保（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

テレワークセキュリティガイドライン第 5 版（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000752925.pdf

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

⑤ その他

歯科技工所の開設場所と異なる都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」とする。）の管轄する場所への立入検査が必要となった場合は、歯科技工所の開設場所の都道府県等は、必要に応じて当該場所を管轄する都道府県等に連絡し、連携の上、立入検査を行うこと。

各

都	道	府	県
保健所を設置する市			
特別			区

 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について

近年、デジタル技術を活用した歯科技工の増加など歯科技工を取り巻く状況は変化しており、今後、業務の効率化や質の高い歯科補てつ物等の作成等を行う観点から、歯科技工所間の連携をより強めていく必要性が指摘されている。

今般、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」における議論を踏まえ、歯科技工所の開設について下記のとおり明確化するとともに、歯科技工所間の連携について下記のとおり明確化することとしたので、ご了知の上、関係者に周知方を願います。

記

1. 歯科技工所の開設について

歯科技工所の開設に当たっては、複数人が共同で1つの歯科技工所を開設することが可能である。なお、複数人が同一住所に複数の歯科技工所を開設する場合は、それぞれの歯科技工所が歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第21条に規定する届出を行い、同法第22条に規定する管理者を置くとともに、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条の2に規定する構造設備基準を満たす必要がある。

2. 歯科技工所間の連携による機器の共同利用について

歯科医療の用に供する補てつ物等（以下「歯科補てつ物等」という。）の作成等に用いる機器（「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年10月2日付け医政発1002第1号厚生労働省医政局長通知）において歯科技工所の構造設備基準として必要とされている機器等を除く。）については、地域の歯科技工所間で連携し、共同で利用することが可能である（別紙参照）。歯科補てつ物等の作成等に用いる機器（以下単に「機器」という。）の共同利用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 歯科医師の指示書について

法第 18 条の規定により、歯科医師又は歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）が歯科技工所において業として歯科補てつ物等の作成等を行う場合、歯科医師から交付された指示書が必要となる。

地域の歯科技工所間の連携により、別紙のとおり機器の共同利用を行う場合、指示書は、「歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所」（以下「作成歯科技工所」という。）の業務に従事する歯科医師等へ交付される必要がある。この場合において、「共同利用する機器を所有する歯科技工所」（以下「機器所有歯科技工所」という。）は指示書の交付を受ける必要はないが、作成歯科技工所は、指示書を交付する歯科医師に対し、機器所有歯科技工所が所有する機器を共同利用して歯科補てつ物等を作成する旨を伝えることが望ましい。

なお、歯科補てつ物等の作成等を行う歯科技工所が、歯科医師からの指示書に基づき行う歯科補てつ物等の作成等の工程の一部を、機器を所有する歯科技工所が行うことは、歯科医師からの指示書に基づかない歯科技工が行われることとなり、これは「歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性の確保について」（平成 23 年 9 月 26 日付け医政発 092 第 1 号厚生労働省医政局長通知）のとおり認められないものであること。

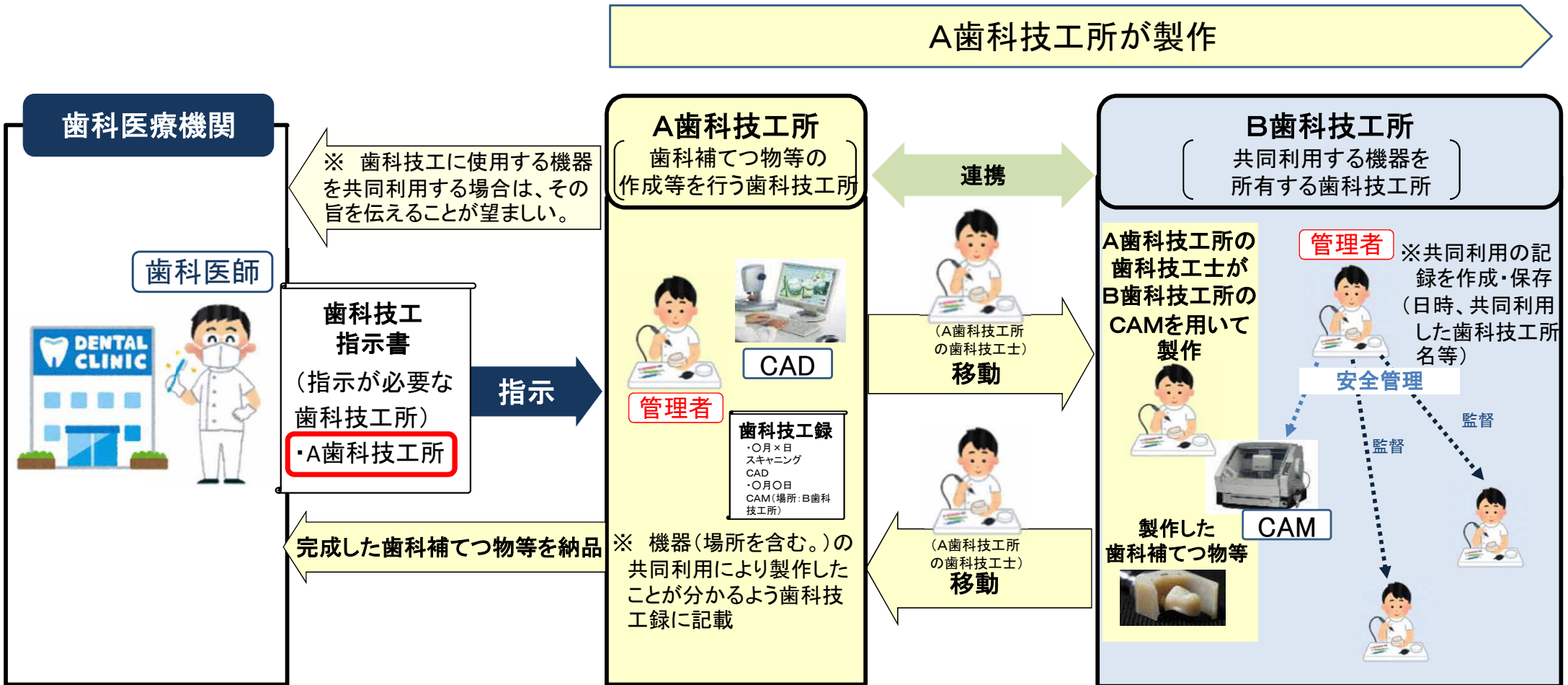
(2) 歯科技工録の記載について

歯科技工士は、その業務を行った場合には、歯科技工録を記載する必要がある。歯科補てつ物等に係る作成等の工程の一部で機器を共同利用する場合には、歯科技工録の当該工程部分に、機器の共同利用を行った旨及び機器所有歯科技工所の名称等を記載すること。なお、機器所有歯科技工所が特定できるような記載とすること。

(3) その他

機器所有歯科技工所の管理者は、所有する機器を、作成歯科技工所と共同で利用した場合、その日時及び当該作成歯科技工所の名称等を記載した記録を作成すること。なお、作成歯科技工所が特定できるような記載とすること。

(例) 機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



※A,Bの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす